



コンクリート構造物の適正な維持管理について（通知）

技術基準の種類:技術管理

通知日:平成2年2月23日

発管第206号
平成2年2月23日

部内各地方機関の長殿

土木部長

コンクリート構造物の適正な維持管理について（通知）

このことについては、平成元年10月6日付発管第123号で調査を実施したところですが、本調査は、時間的制約又調査員の個人差もあり、その結果については、多少のばらつきがあるものと思われます。

これをふまえ、現在、一部の施設において、再調査を行っておりますが、今後の維持管理については、下記に留意して十分な対応を図ってください。

記

- 1 今回の調査により、構造物としての機能を損ね、維持管理上の処置が必要と認められる施設については、各事業課と協議の上、その対応を速やかに行うこと。
- 2 今回の調査箇所については、引き続き点検等を行い、その状態を把握するとともに適切な維持管理に努めること。
- 3 今回の調査範囲外の構造物についても、今後適宜、調査、点検を行い適切な維持管理を行うこと。
- 4 維持管理を行う上で、原因等の究明が必要なものについては、専門家等の意見を聞き、的確な判断に基づいた処置を行うこと。